

公立大学法人福知山公立大学役員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学定款（以下「定款」という。）第8条に規定する役員に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務を遂行しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(理事の職務分担)

第3条 理事の職務分担は、理事長が別に定める。

2 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(役員のお務)

第4条 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 役員は、各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治活動を行うこと

(2) 在任中、それぞれの任命権者の承認を得ることなく、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと

3 非常勤の役員には、前項第2号の規定は、適用しない。

(理事の懲戒)

第5条 理事長は、理事がこの規程に違反したとき、又は理事としてふさわしくない非行があるときは、当該理事に対し懲戒の処分を行うことができる。

(理事の解任にかかる意見陳述の機会)

第6条 理事長は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項又は第3項の規定により理事を解任するときは、当該理事に意見陳述の機会を付与しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廢)

第8条 この規程の改廢は、必要に応じて理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。